公益社団法人日本ペタンク・ブール連盟

電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

（目的）

第１条　この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第７条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を履行するため、公益社団法人日本ペタンク・ブール連盟（以下「本法人」という。）において行った電子取引の取引情報に係る電磁的記録を適正に保存するために必要な事項を定め、これに基づき保存することを目的とする。

（適用範囲）

第２条　この規程は、本法人の全ての役職員に対して適用する。

（電子取引の範囲）

第３条　当社における電子取引の範囲は以下に掲げる取引とする。

一　電子メールを利用した請求書等の授受

二　その他電子データを利用した請求書等の授受

（取引データの保存）

第４条　取引先から受領した取引関係情報及び取引相手に提供した取引関係情報のうち、第６条に定めるデータについては、保存サーバ内に７年間保存する。

（対象となるデータ）

第５条　保存する取引関係情報は以下のとおりとする。

一　請求書等の情報

（運用体制）

第６条　保存する取引関係情報の管理責任者及び処理責任者は、事務局長とする。

（訂正削除の原則禁止）

第７条　保存する取引関係情報の内容について、訂正及び削除することは禁止とする。

（変更）

第８条 この規程は、本法人理事会の決議により変更することができる。

附則　この規程は、令和４年（２０２２年）１月１日から施行する。